

## 第 8 3 8 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 5 年 3 月 1 5 日（金）午後 3 時 3 0 分から  
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言
- 3 第 8 3 7 回教育委員会会議録の承認について
- 4 第 8 3 8 回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - ( 1 ) 学校運営支援チームの活動報告について ( 学校運営支援チーム )
  - ( 2 ) 第 1 回大川小学校事故検証委員会の概要について ( 義 務 教 育 課 )
  - ( 3 ) 新設特別支援学校の校名案等について ( 特別支援教育室 )
  - ( 4 ) 公立中学校 部活動に関する請願への対応について ( スポーツ健康課 )
- 6 専決処分報告
  - ( 1 ) 第 3 4 0 回宮城県議会議案に対する意見について ( 総 務 課 )
  - ( 2 ) 教育功績者表彰について ( 総務課・教職員課 )
- 7 議 事
  - 第 1 号議案 職員の人事について ( 総務課・教職員課 )
  - 第 2 号議案 教育功績者表彰について ( 総 務 課 )
  - 第 3 号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について ( 総 務 課 )
  - 第 4 号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について ( 総 務 課 )
  - 第 5 号議案 宮城県総合教育センター管理規則の制定について ( 教 職 員 課 )
  - 第 6 号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について ( 教 職 員 課 )
  - 第 7 号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について ( 教 職 員 課 )
  - 第 8 号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について ( 教 職 員 課 )
  - 第 9 号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について ( 教 職 員 課 )
  - 第 10 号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について ( 義 務 教 育 課 )
  - 第 11 号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について ( 生 涯 学 習 課 )
  - 第 12 号議案 宮城県図書館所蔵文化財資料等の移管に係る取扱方針について ( 生 涯 学 習 課 )
- 8 課長報告等
  - ( 1 ) 宮城県教育振興基本計画第 1 期アクションプラン（平成 2 5 年度改訂版）（案）について ( 教 育 企 画 室 )
  - ( 2 ) 平成 2 5 年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜について ( 高 校 教 育 課 )
  - ( 3 ) （仮称）登米総合産業高等学校の開校準備の状況について ( 高 校 教 育 課 )
  - ( 4 ) 農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の事業説明会等について ( 施 設 整 備 課 )
- 9 資料（配付のみ）
  - ( 1 ) 学ぶ土台づくり「親になるための教育ビデオ」について ( 教 育 企 画 室 )
  - ( 2 ) 平成 2 5 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について ( 高 校 教 育 課 )
  - ( 3 ) 第 6 8 回国民体育大会冬季大会の結果について ( スポーツ健康課 )
  - ( 4 ) 宮城県美術館特別展「はじめての美術 絵本原画の世界 2 0 1 3」の開催について ( 生 涯 学 習 課 )
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉会宣言

## 第838回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成25年3月15日(水) 午後3時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 高橋教育長 (青木委員欠席)

### 4 説明のため出席した者

伊東教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 吉田文化財保護課副参事兼課長補佐 外

- 5 開 会 午後3時31分

### 6 第837回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第838回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 専決処分報告

#### (2) 教育功績者表彰について

### 7 議 事

第 1号議案 職員の人事について

第 2号議案 教育功績者表彰について

第 6号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第10号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第11号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

委 員 長 | 専決処分報告(2)及び議事の第1号議案, 第2号議案, 第6号議案, 第10号議案  
及び第11号議案については, 非開示情報等が含まれていることから, その審議等につ  
いては秘密会としてよろしいか。

(委員全員異議なし)

この審議等については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 学校運営支援チームの活動報告について

(説明者: 教育長)

学校運営支援チームの活動等について, 御報告申し上げます。

資料は, 別冊「学校運営支援チームの活動報告書」となる。

教育庁では, 教職員の多忙化の問題, 病気休職者に占める精神疾患による休職者の増加の問題, 不祥事多発の問題等, 学校や教職員を取り巻く様々な問題については, 各課室が相互に連携し, 積極的かつ機動的に対策を講じる必要があることから, 教育庁内の横断的な特命チームとして, 平成22年12月に, 平成25年3月までを期限とした学校運営支援チームを設置した。学校運営支援チームは, その活動の一環として, 学校の実情や抱える課題等を把握することを目的に, 教育庁の幹部職員を始めとするチーム員が

学校現場に赴き、複数の教職員から直接生の声を聞くため意見交換会を開催してきた。また、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事対策」、「震災対応」の4つのテーマについて、6つのワーキンググループを設置し、これらの課題解消に向けた取組や方策等について検討し、さらに、これらのワーキンググループの検討の過程で実施可能な取組等について随時着手し、できるところから改善に努めてきた。その取組の詳細について、学校運営支援チームのリーダーである学校運営管理監から御説明申し上げる。

なお、学校運営支援チームは時限設置の組織であるため、2年4ヶ月に渡る活動を終えることとなるが、今後は、新たに「宮城県学校運営支援本部」を設置し、学校や教職員を取り巻く様々な問題の解消に向け、引き続き取り組んでまいることとしている。

#### (説明者：学校運営管理監)

引き続き、学校運営支援チームのこれまでの活動について、別冊に沿って御説明申し上げます。

報告書の1ページを御覧願いたい。チームの活動内容としては、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事対策」、「震災対応」の4つのテーマについて、2ページに記載した6つの横断的なワーキンググループを設置し、課題解決に向けた取組を検討し、事業を実施してきたところである。また、後段となるが、学校の抱える課題等について、現場の教職員から直接意見を伺う意見交換会を開催し、県立学校では17回・89校・267名の教職員から、小中学校では8回・68校・136名の教職員から意見等を聴取している。その教職員の発言内容については、4ページから5ページに記載のとおりである。

次に、6ページを御覧願いたい。学校運営支援チームが取り組んできた内容についてであるが、「多忙化解消」、「メンタルヘルス」、「不祥事防止」、「震災対策」の4テーマについて、それぞれ右側に記載した項目の取組を進めてきたところである。

まず、「多忙化解消」の取組について、8ページを御覧願いたい。「(1)教職員の在校時間の調査」では、教職員の健康管理の観点から、昨年9月から県立学校教職員の在校時間を把握するとともに、在校時間が長時間に及ぶ教員に対しては面接等の指導を行っている。次の9ページの「(4)県立学校等校内成績処理等のシステムの構築」については、現在、学校においては、システムに詳しい教員が作成したソフトなどを使用しているが、その教員が異動しても同じシステムを使用していけるよう、教員の負担を軽減できる統一的なシステムの導入を進めている。今年度は、美田園高校で試験運用し、今後順次、県立学校に導入する予定としている。また、10ページとなるが、「(8)部活動のあり方の適正化」については、勤務時間外の在校時間において、部活動が大きな割合を占めていることから、関係団体と協議を重ね、「週1日以上または原則として土日のどちらかを休養日としようとする共同の提言」をまとめ、関係者に周知したところである。

次に、13ページを御覧願いたい。「2メンタルヘルスへの対応について」の「(1)休職者・病休者の調査分析」では、メンタルヘルス対策を検討する上で前提となる本県の現状等について、調査分析を行ってきた。また、次の14ページの「(4)相談体制の周知・広報の徹底」については、教職員が心の不調を早期に発見し、適切な治療が受けられるよう、様々な機会を通じて相談窓口を周知するとともに、相談体制等を記載した「メンタルヘルスハンドブック」を全教職員に配付した。次の15ページの「(9)震災に対応したメンタルヘルス」では、今回の震災により教職員自身が被災し、その後の児童生徒への指導等において、多くの教職員が大変な思いをしたことを踏まえ、全教職員を対象にした調査を行い、必要に応じ面談指導等の対応を図ってきたところであるが、今後も継続的に調査を行うこととしている。

次に、17ページを御覧願いたい。「3不祥事防止への対応について」の「(1)懲戒処分事例の調査分析」では、効果的な不祥事防止対策を検討する上で必要となる本県の現状等について、調査分析を行ってきた。また、「(2)不祥事防止対策の周知徹底」においては、パワーハラスメント、交通事故、個人情報紛失防止等について、適宜、通知や指針等を発出し、注意喚起に努めたところである。次に、「(3)不祥事防止対策の強化」においては、先ほど申し上げた調査結果を踏まえ、研修の対象者・内容を随時見直し、結果としては、懲戒処分の件数は減少している。

次に、21ページを御覧願いたい。「4震災への対応について」の「(2)『みやぎ学校安全基本指針』の策定」を踏まえ、「(3)学校安全教育指導者への研修」や「(5)防災教育等推進者への研修」等の担当職員の研修を進めている。また、「(4)防災主任・防災担当主幹教諭の配置」に記載のとおり、全ての

市町村立小学校や県立学校への配置に努めてきたほか、次のページの「(8) 高等学校等における帰宅困難者用備蓄品の確保」に努めてきたところである。

以上、学校運営支援チームが、これまで取り組んできた活動である。

次に、24ページを御覧願いたい。「Ⅲ 今後の推進体制」であるが、学校運営支援チームとしては本年度末をもって1つの区切りとなるが、これまで御説明してきた取組について、今後も進めていく必要があることから、平成25年度以降も教育庁全体で学校支援に取り組む本部を設置することとしており、また学校を訪問し、現場の声を把握する「意見交換会」も継続していくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

3点伺いたい。8ページの「(1) 教職員の在校時間の調査」について、「必要に応じて、医師の面接指導を勧奨する」と記載されており、随時着手できるものは進めてきたとのことであるが、この面接指導の勧奨により、教職員の在校時間の改善に結びついた事例はあるのか。

2点目であるが、10ページの「(8) 部活動のあり方の適正化」について、土日のいずれかを休むこととすると説明されたが、競技力の向上の観点からすれば、相反する部分もあると思う。そのことについては、保護者や実際に活動している生徒から、どのような意見が寄せられているのか。

3点目は、17ページの「(2) 不祥事防止対策の周知徹底」について、主に通知文書による周知徹底を図っているとのことであるが、例えば、具体的な事例を含めている、あるいは、防止対策に関する資料に事例を記載しているなど、周知した内容の概要を説明願いたい。

安 住 管 理 監

長時間在校していた教職員に対しては、個別に面談指導等しているが、その面談指導により、即座に改善や効果があるとは捉えていない。在校時間については、これまで把握することが困難であったため、学校全体として、実態を把握することが必要であった。今回、その実態を把握できたので、今後、効果的な指導を継続的に進めていくことにより、徐々に改善が図られていくものと考えている。

2点目の部活動のあり方については、土日のいずれかを休むことにより、競技力が低下するのではないかとの意見もいただいているが、科学的な見地によれば、継続的に活動していくためには、生徒自身の体もきちんと休めることが必要であるとされている。そのようなことも踏まえ、その在り方について、指導する先生方に対して説明するとともに、保護者の方々にも御理解を求めていくこととしている。

なお、PTA連合会にも同内容を通知しているところである。

最後の不祥事防止については、なるべく分かりやすい説明に努めるとともに、教職員課で、具体的な事例を含めた通知や研修資料を作成し、周知徹底を図っている。

佐 竹 委 員

この支援チームの2年4ヶ月の活動における学校サイドの受け止め方はどうか。例えば、その活動により救われていると考えられているのか、あるいは、活動の範囲や手法を変えてほしいと捉えられているのか。すぐに効果が表れるものではないと思われるが、その活動について、学校現場から出されている意見があれば伺いたい。

安 住 管 理 監

これまででは、教育庁の職員が直接学校に出向き意見を聞く機会はほとんどなく、特に、小・中学校の職員と意見交換する機会は皆無に等しかった。今回の教職員との意見交換により、我々も学校側の生の声を聞くことができ、素直に良かったと感じている。また、学校側でも同様に捉えていただいていると聞いている。

佐 竹 委 員

目に見えない障壁のようなものが解消され、事務局側と学校側とが相互に連携を図る上で、非常に良い雰囲気になっていると感じた。学校現場で感じていたことなどの意見を吸い上げていける環境があることは非常に嬉しいことであり、今後も継続して取り組

んでいただきたい。

もう一つ伺いたい。メンタルヘルス対策について、宮城県では十分に取り組んでいただいていると感じているが、今後は、これまで通りに進めるというより、リバウンドの時期を迎えることから、さらに取組を強化していく必要があると思う。先日、ある親子と話す機会があったが、昨年12月の地震を起因として、それまで抑えていたメンタル面が爆発してしまったとのことであった。心のケアについては、これからが正念場であると再認識させられたので、今後も継続して十分な対策等に取り組んでいただきたい。

遠藤委員

15ページの「震災に対応したメンタルヘルス」について、「セルフチェック票を配付し、体調の自己管理を促した」とあるが、自分自身の心の状態を管理していくことは必要であるが、今後、それをどのようにフォローしていくのか伺いたい。

福利課長

昨年7月に「メンタルヘルスハンドブック」を全教職員に配付しており、その中のセルフヘルスチェック票により、各教職員が、自身の健康状態を確認していただくよう努めたところである。委員御指摘のとおり、今後、自身の健康状態をどのように管理していくかが重要となるが、それと併せて、メンタル面で不調のある方については、個人が特定されることのないよう留意した上で面接等を実施し、必要に応じた指導等を個別に行っていくこととしている。

なお、第1回目の健康調査は平成23年11月に実施しており、現時点で1年4ヶ月経過した。今後、第2回目の健康調査を6月に実施したいと考えている。その調査にもセルフチェック票を含めているが、今回は、その調査結果をもとに、共済組合及び福利課に相談していただき、その方々の状態を分析した上で、詳細にお知らせすることを考えており、チェック票から面談に反映させられるよう工夫していきたい。

遠藤委員

まじめな方ほど医療に関わりたくない、自分はそういう状況ではないと思込み、仕事を進めているのではないかと思う。セルフチェック票の項目は、そのようなことも関連してくると思われるので、教職員一人ひとりが活用できるよう努めていただきたい。

## (2) 第1回大川小学校事故検証委員会の概要について

### (説明者：教育長)

第1回大川小学校事故検証委員会の概要について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。1月17日に開催した定例会において、石巻市立大川小学校の事故に関する検証委員会の設置について御報告申し上げたところであるが、去る2月7日に、第1回目の会議が石巻市の石巻グランドホテルで開催された。

当日の委員会においては、「3 事故検証委員会の概要」の「(1) 委員長の選出」にあるように、10名の委員の互選により、関西学院大学の室崎 益輝 教授が委員長に選任された。検証委員会の委員については、資料2ページに記載のとおりである。

次に、「(2) 情報の取扱」について当日議論され、基本的な考え方として、公正中立な検証を行うため、事故の検証に関わる情報については、原則として全て公開するというスタンスに立つものである。ただし、個人情報やプライバシー情報の保護という観点から公開が相応しくない情報、委員会が他者から提供を受けた情報で、その公開について提供者から同意が得られていない情報、また、聴き取り等により得られた情報で、事実関係等の確認が完了していない情報等については、公開を制限することとされた。また、委員会の会議の公開については、傍聴によるものとし、報道関係者による撮影・録画は、委員長の許可の範囲内とすることとされ、今回の委員会における撮影・録画は、冒頭のみとされたところである。

次に、「(3) 検証の方針(基本姿勢)」であるが、以下の4点が示された。まず、1点目は、「『事実』に基づく検証を行う」ということである。これは、これまでに関係者や関係機関が収集した情報の提供を受けて活用するほか、新たに聴き取り等を実施して情報を収集し、これらを総合的に判断して「事実」を認定するとともに、その問題点を抽出するものである。2点目は、「背景にある根本原因を追求する」と

いうことであり、抽出された個々の問題点について、「なぜ、そうなったのか」を繰り返す形で検討を加え、その背景にある根本原因を追求し、これにより、関係者個々人の問題のみならず、組織的・社会的な問題等を浮き彫りとするものである。3点目は、「多くの要因を明らかにし、さまざまな側面から対策を検討する」というもので、これは、事故発生や被害拡大の原因は単一ではなく、数多くの原因が重なっていることを前提に、それらを幅広く明らかにするとともに、それぞれについて必要な対策を提言することにより、多重・多様な対策によって、同種あるいは類似の事故のより確実な再発防止を図ろうとするものである。4点目として、「責任追及ではなく、原因究明・再発防止を指向する」というものである。これは、「誰が」という責任追及型の考え方では再発防止につながらないことから、「なぜ起こったのか」、「どうしたらよいのか」という視点に立った原因究明と再発防止を指向するものである。加えて、原因究明の過程で、特定の個人や組織等の責任が明らかになる場合は、これを妨げないこととされた。

次に、「(4) 調査・検証の対象となる事項」として、事前対策、避難行動及び防災対策の3点が示されている。事前対策については、大川小学校の置かれていた環境、地域の状況及び事故前の大川小学校や石巻市教育委員会等の防災に係る取組状況を、避難行動では、事故発生時の大川小学校の教職員及び児童等の避難行動を調査・検証するとともに、防災対策として、今後の学校防災に関する提言についても検討されることとなる。さらに、当日の委員会においては、「事後対応」について、調査・検証の対象とするかという点についても議論され、事故直後の救出や救助、救急救命活動等、津波による被害を軽減する可能性のある対応に加え、遺体捜索や事故に関する調査、御遺族や保護者への説明等、津波による被害の軽減には直接つながらないものの、関係当局として実施しなければならない各種対応についても、調査・検証の対象から排除せず、「可能な限り対象とすべき」との意見が出され、その点についても取り上げていくこととなった。

以上が、第1回大川小学校事故検証委員会の概要であるが、「4 御遺族への報告」に記載のとおり、委員会終了後の2月10日に、石巻市河北総合センターにおいて御遺族報告会を開催し、児童及び教職員の御遺族に対して、同委員会の主な内容について、御報告申し上げたところである。

なお、今回の事故検証委員会は、3月21日(木)に石巻市内で開催される予定であるが、6月を目途に中間報告、年内を目途に最終報告書が取りまとめられる予定となっている。県教育委員会としては、文部科学省とともに、公正中立な検証が進められるよう努めていくこととしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- |         |   |
|---------|---|
| 佐 竹 委 員 | 「4 御遺族への報告」について、2月10日に報告しているとのことであるが、その際の御遺族の反応や、報告内容に対する要望等があったのか、報告時の状況等を説明願いたい。  |
| 教 育 長   | その報告会においては、御遺族の方々から多くの御意見や御要望をいただいた。例えば、検証委員会の議事録作成後に説明会を開催することなどの御意見もあった。今後は、そのような御意見等も踏まえ、対応していただきたいと考えている。   |
| 佐 竹 委 員 | 「(3) 検証の方針」の「④責任追及ではなく、原因究明・再発防止を指向する。」の部分について、私も責任を追及するのではなく、その対策や再発防止を一番の目的とすべきと考えているが、そのことに対しての御遺族の反応はどうであったのか。  |
| 教 育 長   | 御遺族の中には、関係者の責任を追及すべきとの御意見をお持ちの方もいらっしゃる。今回の検証委員会では、委員御指摘の「④」に記載のとおり、責任追及ではなく、原因究明、再発防止を指向することとなるが、これに加え、その原因究明の課程において、特定の個人や組織等の責任が明らかになる場合には、これを妨げないこととなった。御遺族に対しては、そのような部分も御説明し、御理解を得られるよう進めていきたい。 |
| 佐 竹 委 員 | 現時点で、御遺族の理解を得られていないのであれば、今の教育長の説明にもあったように、今後、御理解と御協力をいただけるよう、徐々に説明を加えていくとのことか。  |
| 教 育 長   | 御遺族の心情からすれば、“誰が”の部分を追及したい気持ちが強いものと認識して  |

いる。今回、検証委員会の基本的な方向性を固めたところであるが、これにより、直ちに御遺族の気持ちが快方に向かうとは考えにくいところである。そのような観点から、検証には多くの時間が必要となると思うが、この検証委員会における取組を通し、御遺族に対して誠実かつ丁寧に説明を続けてまいりたいと考えている。

佐竹委員 できるだけ御遺族の意向に添った検証を行い、お心を少しでも静めていただけるよう取り組んでいただきたい。検証委員会では、十分すぎるほどの配慮をお願いする。

伊藤委員 県教委の検証委員会に協力するスタンスは大変結構なことだと思うが、県教委は、どのような形で検証に関わっていくのか。例えば、検証委員会に対する資料提供も関わり方の一つだと思うが、今回の委員会では、その協力事項に関する具体的な提案や意見等があったのか。

教育長 今回の検証委員会において、県教委としては、基本的にあまり前面に立たないとのスタンスで臨んでいる。任命権者である県教委の責任を求める御遺族の方もいらっしゃる中で、第三者による検証委員会を立ち上げたことから、県教委が今回の検証委員会に積極的に関与することは、公正・中立の観点から疑念を生むのではないかと懸念も持っている。県教委としては、委員から御指摘のあった資料の提供、あるいは、会場の確保等、間接的な部分での求めがあれば積極的に対応することとしており、一定の距離を取った上で協力していきたいと考えている。

### (3) 新設特別支援学校の校名案等について

(説明者：教育長)

新設特別支援学校の校名案等について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから4ページとなる。

資料3ページを御覧願いたい。この新設特別支援学校については、県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、平成26年4月、仙台市青葉区小松島に開校することとしており、現在、準備作業を進めているところである。

その校名案については、「1 校名案について」に記載のとおり、仙台圏の知的障害特別支援学校3校の校長等で構成する「校名検討会議」で議論し、その内容を踏まえた上で、教育庁内に設置している「県立学校校名選定委員会」において検討及び協議を行い、「宮城県立小松島支援学校」を選定したものである。「(2) 選定理由」であるが、「小松島」は学校の所在地を示し、通学する知的障害のある児童生徒にとって覚えやすく、記載しやすい名称であり、また、所在地の名称を使用することにより、地域の方々からの理解も得られやすいものと考えている。今後、地域の御支援と御協力をいただきながら学校運営を行っていく新設校にふさわしい名称であると判断したものである。

次に、「2 通学区域」であるが、新設校の通学区域を設定するとともに、仙台圏3校の通学区域の見直しを行ったところである。通学区域の設定等に当たっては、通学する児童生徒の利便性を確保する観点から、学校までの距離のほか、通学時間帯における道路の混雑状況等も勘案しながら、中学校区を単位として検討した。具体的な通学区域については、資料に記載のとおりとなる。

今回の特別支援学校の新設及び通学区域の見直しにより、既設の仙台圏3校の児童生徒数は、それぞれ減少する見込みであり、より良い教育環境の整備に繋がるものと考えている。

なお、資料4ページには、施設の概要、児童生徒の見込み数、施設の完成予想図等を記載しているので、参考資料として御覧いただきたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

遠藤委員 新しい学校を設置することにより、従来の学校の生徒数が減るのは当然であるが、その生徒数は何名程度となるのか。

特別支援教育室長 「2 通学区域について」でお示したように、通学区域の見直しにより、光明支援

学校では、全校生徒が346名から270名程度に減少し、新設校に100名程度の生徒が移動すると見込んでいる。また、名取支援学校では、293名から220名程度、利府支援学校では、250名から220名程度に減少するものと見込んでいる。

なお、光明支援学校では、特別支援教育センターの跡地を活用することとしており、平成26年度からは、そこで約80名の子どもたちが学習することとなる。このため、現在の光明支援学校の校舎では、200名弱の児童生徒数になると見込んでいる。

遠藤委員  
特別支援教育室長

小松島支援学校の生徒数は何名になるのか。  
170名である。

遠藤委員

それでも生徒数は若干多いのではないかと思う。支援学校の規模は150名程度となることが好ましいと思うので、今後も改善が図られるよう努めていただきたい。

佐竹委員

小松島支援学校の通学区域に関連するが、通学区域を指定した場合、これまで通学していた学校に残りたい、友達と離れたくないなどの希望があった場合には、どのように対応していくのか。そのようなことを強く希望された場合には、臨機応変に対応することとなるのか。

特別支援教育室長

通学区域の変更に伴い、新設校に通学することとなる生徒については、原則として指定した区域の学校に移動するものと考えている。ただし、生徒の個別の状況によっては、保護者の意見も十分に確認し、丁寧に説明しながら進めてまいりたいと考えている。

佐竹委員

原則として指定区域に通学するとのことであるが、保護者の方から、どうしても従前の学校に通学させたいとの要望があった場合には対応していただけるのか。

特別支援教育室長

そのような個々の状況については、保護者等の意見を聞きながら考えてまいりたい。  
なお、対象地域の保護者の方々には新年度早々に、また、この4月に入学する方々の保護者に対しては早い時期に、それぞれ各学校で説明会を実施する予定としている。

#### (4) 公立中学校 部活動に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年2月18日付けで、宮城県教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、5ページ及び別冊となる。

資料5ページを御覧願いたい。この請願の趣旨は、「部活動の教育上の位置付けと『勤務』の法的位置づけが明確にされておらず、個々の教職員に任されている『自主的』な業務扱いになっている。」として、その改善措置を実現するよう、資料下段に記載されている5項目について求めるものである。

これら5項目に対する県教育委員会としての考え方についてであるが、項目1及び項目2の「学校教育における部活動の位置付けと、生徒及び保護者等への周知」については、学習指導要領において「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されており、学校管理下における教育活動として行われるものであることから、その指導は教諭の職務に含まれるものである。また、勤務時間外において、自主的に部活動指導した場合でも、学校管理下で行われる以上、職務に含まれると解している。

なお、その周知については、各学校において、生徒及び保護者への説明が必要と判断した場合に、各学校で取り組むべきことであると理解している。

次に、項目3の「新入試制度の前期選抜における『出願できる条件』から部活動の成績を削除すること」であるが、これは、志願者の中学校生活の実情を評価する指標として示すこととして、中学生がより良い学校生活を送ろうという励みとなるような条件設定が大切だと考えており、今回、各高等学校が示した部活動に関する条件については、妥当なものと考えている。

次に、項目4「中学校における複数顧問の配置」については、標準法等により、中学校、高等学校における教職員の配置が決められているが、中学校は、高校と比較すると小規模であり、教職員定数も少ないことから、どのような形で顧問を配置し、部活動を進めていくかは、各学校の実情に応じてなされている



ものと認識している。

次に、項目5の「①から③に記載されている内容の実現を図ること」であるが、まず、①のこれまでの通知等の徹底については、これまでも様々な形で部活動に関する通知を发出しており、各学校においては、部活動の休養日を設定するなど、鋭意努力してきたものと認識している。

県教育委員会としては、さらにその内容を徹底するため、今年度、「部活動のあり方検討会議」を立ち上げて議論を重ね、去る2月22日、県教育委員会、県市町村教育委員会協議会、県中学校長会、県高等学校長協会、県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校文化連盟の会長の連名で、「部活動に適切な休養日設定を」との提言を发出したところである。

次に、②の部活動の手当であるが、平成21年1月に、その手当額を1,200円から2,400円に引き上げており、時間単位での支給及び手当の上限額については、他県の状況等を踏まえ、今後も研究してまいりたいと考えている。

次に、③の諸団体等との継続的な協議の場の創出については、今後も「部活動のあり方検討会議」において、様々な方から多様な意見をいただきながら、部活動の諸問題について、継続的に協議を進めていくこととしている。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊藤委員	請願事項の「4 すべての中学校で高校同様に複数顧問が配置できるように条件整備すること」について、高校は複数顧問の配置となっているが、中学校では、複数顧問の配置となっている場合もあるが、必ずしもすべての中学校に配置されていないと理解して良いか。それとも、全中学校で1人の顧問配置となっているのか。
教育長	高校によって異なるが、すべての部活動で複数の顧問が配置されていない場合もある。詳細については、スポーツ健康課長から御説明申し上げます。
スポーツ健康課長	委員御指摘の内容については、教育長が説明申し上げたとおりである。顧問は、複数名の配置を必須としているものではなく、各高校の運動部や文化部等の部活動によって異なるものである。特に、運動部では、柔道やラグビー等、危険が伴うスポーツ種目で複数名の顧問を配置し、対応している学校が多いと認識している。また、中学校については、先ほど教育長が御説明申し上げたとおり、教員数が少ないこともあり、なかなか複数名を配置するまで至っていない状況にある。各学校では、その規模に応じ、運動種目や部活動数を絞って対応されているものと認識している。
伊藤委員	顧問の配置については、何名配置するか必ず決まっているものではなく、各学校の実情に応じた配置がなされているとのことか。
スポーツ健康課長	そのとおりである。

## 10 専決処分報告

### (1) 第340回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第340回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから10ページとなる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月14日付けで当初提出分について、2月25日付けで追加提出分について、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、それぞれ2月18日及び2月25日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

まず、予算議案であるが、資料4ページの「第340回宮城県議会(当初提出分)提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「予算の概要」であるが、平成25年度一般会計歳出予算のうち教育委員会分として、208,238,933千円を計上しており、前年度と比較すると、549,260千円の減となってい

る。当初予算の「主な事業」については、資料4ページから5ページにかけて記載しているが、東日本大震災で被災した県立学校等の施設設備の復旧や、被災した児童生徒等の就学の支援、心のケア等に要する経費となっている。

次に、5ページ中段の「債務負担行為」であるが、古川黎明中学校・高等学校グラウンド等整備工事や農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の移転先の校舎に係る基本設計等の10件について、必要な期間及び限度額を措置するものである。

続いて、資料6ページの「第340回宮城県議会（追加提出分）提出予算議案の概要」を御覧願いたい。平成24年度補正予算のうち第8号補正予算として、4,866,671千円の減額、第9号補正予算として、110,000千円を増額計上している。「主な補正内容」について、まず、第8号補正予算であるが、教職員の退職者数が当初の見込より増加することが想定されたこと、被災児童生徒就学支援事業について、沿岸部の市町におけるスクールバス運行の拡充等に伴い、県の補助金の交付について増額変更が見込まれたことから、その不足分の経費をそれぞれ増額計上している。また、教職員の給与等の支給見込額及び高等学校等育英奨学資金貸付事業に係る貸付見込額の確定、県立学校校舎改築事業をはじめとする施設整備事業の執行見込額等の確定に伴い、不要額を減額計上している。

次に、国の緊急経済対策に伴う第9号補正予算については、教育環境の充実を図るため、県立高校の産業教育に係る実験実習設備を整備する経費として、110,000千円を増額計上している。

次に、「債務負担行為の変更」については、県立高校2校の大規模改造事業に係る工事期間の延長に伴い、仮設校舎の賃借期間の延長も必要となることから、債務負担行為の期間を変更するものである。

次に、資料7ページの「繰越事業」であるが、高等学校建設事業や東日本大震災に係る高等学校災害復旧事業等の12件の事業について、所要の額を計上している。

資料8ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」であるが、「議第16号議案 知事等及び職員の給与の特例に関する条例」については、教育長の給与及び職員の管理職手当を削減しようとするもの、「議第20号議案 特別支援教育将来構想審議会条例」については、特別支援教育の在り方に関する総合的かつ基本的な構想の策定及び当該構想に関する事項を審議するため、宮城県特別支援教育将来構想審議会を設置しようとするものである。次の9ページの「議第21号議案 職員定数条例の一部を改正する条例」については、教育委員会事務局等の職員及び学校教職員の定数を改定しようとするもの、「議第23号議案 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」については、教育長の退職手当の支給割合を引き下げるなどのため所要の改正を行うものである。資料10ページの「議第32号議案 県立学校条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災により被害を受けた者に係る県立学校の入学金等の免除規定に、通信制課程二期入学者選抜手数料を追加するため所要の改正を行おうとするもの、「議第33号議案 文化財保護審議会条例の一部を改正する条例」については、国から権限委譲される特別名勝松島の現状変更等の許可申請に関する事項を審議するため、文化財保護審議会に部会を設置するために所要の改正を行おうとするものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

4ページから5ページにかけての「予算議案の概要」について、主な事業が大きく5項目に分かれているが、この中で、平成25年度から新たに開始する事業、あるいは大幅に予算を増額している事業はどれか、その特徴的な部分を説明願いたい。

教 育 長

主な事業は防災教育の部分、志教育の部分等であるが、その詳細については、総務課長から御説明申し上げる。

総 務 課 長

平成25年度の主な事業のうち新規事業については、例えば、資料4ページの「2 防災教育の更なる充実と防災機能の強化」の「①防災専門教育推進体制整備事業」である。また、大幅な増額を伴った事業は「1-(1)-②被災児童生徒等就学支援事業」であり、これは、幼稚園から小・中学校、特別支援学校の被災児童・生徒の方々の就学等の

教 育 長	ための補助として、既に増額した形で支援しているものである。
遠 藤 委 員	補足するが、大幅な増額を伴った事業として、防災教育に関する事業の「4－(2)－③防災教育推進事業」があるが、これは、防災教育の副読本を新たに作成する費用として、13,970千円の予算を計上している。
義 務 教 育 課 長	「1－(2)いじめ等の問題行動への対応強化と児童生徒等の心のケア」の中の「教育相談充実事業、生徒指導支援事業」について、スクールカウンセラーの全校配置を要望する声があると思うが、その中に人員増や体制強化は含まれているのか。
	スクールカウンセラーの派遣については、既に中学校全校に配置している。子どもたちの心のケアの充実については、これまで1校当たり年36回程度の計画を立てて実施しており、平成25年度は、年38回程度に増やしていきたいと考えている。また、小学校については、各市町村教育委員会にスクールカウンセラーを配置しており、各学校の実状に応じ、派遣回数を計画的に配分していただいている。今年度は、1校につき年間10回程度の計画であったが、来年度はさらに数回程度を追加することとしている。

## 11 議事

### 第3号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから13ページとなる。

資料5ページを御覧願いたい。「1 改正の概要」であるが、今回の改正については、大きく2点ある。

まず、「(1) 総合教育センター設置に係る関係規定の整理」については、平成25年度から教育研修センター及び特別支援教育センターを統合し、「総合教育センター」を設置することに伴い、第10条に規定している教職員課の分掌事務のうち関係施設に関する部分を整理するものである。また、統合する2つのセンターの分掌事務に係る規定である第31条及び第31条の2を削除し、新設する総合教育センターの分掌事務について、新たに第31条の3に規定するものである。

次に、「(2) 職の廃止に係る関係規定の整理」であるが、平成24年度末をもって廃止する「就職支援専門監」及び「学校運営管理監」について、その廃止に伴う関係規定の所要の改正を行おうとするものである。これらの職については、いずれも平成23年度に設置しているが、2つの職とも設置時の目的を果たし、一定の役割を終えたものと判断し、今回廃止することとしたものである。

改正規則については資料6ページから8ページに、新旧対照表については資料9ページから13ページに記載のとおりである。

なお、この規則は、本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

( 質 疑 な し )

委 員 長

( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

### 第4号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第4号議案について、御説明申し上げます。

資料は、14ページから17ページとなる。

資料15ページを御覧願いたい。今回の改正は、教育委員会の権限に属する事務のうち教育長が専決することのできる事務の規定について、平成25年4月に総合教育センターを開設することに伴い、所要の改正を行うものである。

改正の内容であるが、総合教育センターに新たに部長職を設置することとしたため、第2条第1項に規定している教育長の専決することのできる事務のうち、「職員等の任免」から除かれている課長相当職以上である「教育研修センター副所長職以上にある者」を「総合教育センター部長職以上にある者」に改め

る必要があることから、所要の改正等を行うものである。これにより、総合教育センターの所長、副所長及び部長の任免については、教育長の専決事項から除かれることとなる。

改正規則については資料16ページに、新旧対照表については資料17ページに記載のとおりである。

なお、この規則は、本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )	( 質疑なし )
委 員 長	( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

#### 第5号議案 宮城県総合教育センター管理規則の制定について

(説明者：教育長)

第5号議案について、御説明申し上げます。

資料は、18ページから21ページとなる。

資料19ページを御覧願いたい。この規則は、本年4月1日に施行される総合教育センター条例により、新たに設置される宮城県総合教育センターの管理及び運営に関し、必要な事項を定めることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項に基づき制定するものである。

なお、この規則は、総合教育センター条例の施行日に合わせ、本年4月1日から施行するものである。

詳細について、教職員課長から御説明申し上げます。

(説明者：教職員課長)

引き続き、第5号議案について、御説明申し上げます。

資料20ページを御覧願いたい。「第1条 趣旨」であるが、本規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項に基づき、総合教育センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

次に、「第2条 事業」については、総合教育センター条例第2条に定める目的を達成するため、総合教育センターで行う教育関係職員の研修及び教育相談等の事業に関し定めるものである。具体的には、第1号から第7号までは「研修に関する事業」として、教職経験や職に応じた研修、専門的な分野に関する研修等を行うこととしている。第8号は「教育相談に関すること」として、児童生徒及び保護者等からの不登校、引きこもり、いじめ及び発達障害等に関する相談事業を行うこととしている。また、第9号及び第10号は、「調査研究に関する事業」であるが、本県の学校現場における教育課題の解決に向けた実効性のある研究の推進と普及や全国学力状況調査等の結果を分析し、学校現場への情報提供並びに要請に基づく訪問指導、助言等を行うこととしている。第11号及び第12号は、児童生徒等の学びの支援として、生徒の実習や科学巡回車による学校訪問を行うこととしている。

次に、21ページを御覧願いたい。「第3条 利用許可」及び「第4条 委任」については、記載のとおりである。

最後に、「附則」であるが、総合教育センターの設置に伴い、現在の教育研修センター及び特別支援教育センターの管理規則を廃止することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )	
遠 藤 委 員	「第3条 利用許可」について、その対象に一般県民は含まれるのか。
教 職 員 課 長	その詳細については、今後検討していくこととしているが、できる限り広く利用していただけるように努めてまいりたい。
委 員 長	( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

#### 第7号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第7号議案について、御説明申し上げます。

資料は、25ページから31ページとなる。

資料26ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、今回の改正は、採用手続の際に提出する様式について、免許状の状況等、受験者の実態をよりの確に把握するなどのため、「2 改正の内容」に記載のとおり所要の改正をするものである。

具体には、資料29ページ以降の新旧対照表を御覧願いたい。「様式第1号」については、中段から下の部分に記載しているとおり、「最終学歴」欄を「学歴」とし、大学院に関する行を追加するほか、「免許状」欄の記入内容を取得日から有効期限等に変更するものである。

次に、資料30ページの「様式第5号」については、同様に免許状の有効期限等を把握するための変更のほか、「学歴」の「大学等」欄に、大学院についても漏れなく記入するよう文言を追加するとともに、最下段に「特別支援学校への採用希望の有無」欄を追加するものである。

次に、資料31ページの「様式第8号」については、他の様式と同様に、免許状の有効期限等を把握するため、改正するものである。また、そのほか、貼付する写真の大きさの変更等、所要の改正を行うこととしており、改正規則については資料27ページから28ページに記載のとおりである。

なお、この規則は、本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )	( 質 疑 な し )
委 員 長	( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

#### 第8号議案 県費負担教職員の任免等の内申に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第8号議案について、御説明申し上げます。

資料は、32ページから35ページとなる。

資料33ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、今回の改正は、県費負担教職員の任免等の内申の際に市町村教育委員会が提出する様式について、内申に係る者の実態をよりの確に把握するため、様式第1号の一部を変更するものである。

具体的には、資料35ページの新旧対照表を御覧願いたい。中段より下の「免許状(教科)」欄を「免許状」に変更し、その記入内容に免許状の有効期限等を追加するものである。

また、改正規則については、資料34ページに記載のとおりとなる。

なお、この規則は、本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )	( 質 疑 な し )
委 員 長	( 委員全員に諮って ) 事務局案のとおり可決する。

#### 第9号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第9号議案について、御説明申し上げます。

資料は、36ページから39ページとなる。

資料37ページを御覧願いたい。今回の改正は、県立学校職員の職員評価に関し、最終評価者である校長が行うこととされている職員との面談について、副校長が置かれる学校にあっては、校長が特に必要と認める場合に、副校長に行わせることを可能とするものである。今回の改正により、日ごろから教職員との関わりの深い副校長に担わせることが可能となり、より効果的な職員評価を行うことができるようになるとともに、校長の負担軽減と副校長の学校運営に関する意識のさらなる強化が図られるものと考えている。

また、改正規則については、資料38ページに記載のとおりとなる。

なお、この規則は、本年4月1日から施行するものである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )  
委 員 長 ( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

## 第 1 2 号 議 案 宮 城 県 図 書 館 所 蔵 文 化 財 資 料 等 の 移 管 に 係 る 取 扱 方 針 に つ い て

( 説 明 者 : 教 育 長 )

第 1 2 号 議 案 に つ い て , 御 説 明 申 し 上 げ る 。

資 料 は , 4 7 ペ ー ジ か ら 5 2 ペ ー ジ と な る 。

資 料 4 8 ペ ー ジ を 御 覧 願 い た い 。 宮 城 県 図 書 館 所 蔵 文 化 財 資 料 等 の 移 管 に つ い て は , こ れ ま で 適 切 な 評 価 ・ 管 理 ・ 利 活 用 方 法 等 に 係 る 論 点 を 整 理 し , そ の 取 扱 を 検 討 し て き た と こ ろ で あ る 。

今 回 , そ の 論 点 整 理 の 内 容 等 を 図 書 館 協 議 会 に 提 示 し , 協 議 会 に お け る 議 論 や 御 意 見 を い た だ き な が ら 検 討 し た 結 果 , 本 日 お 示 し し た 「 図 書 館 所 蔵 文 化 財 資 料 等 の 移 管 に 係 る 取 扱 方 針 」 の 6 項 目 の と お り 定 め る も の で あ る 。

ま ず , 1 点 目 で あ る が , 「 司 書 が 関 わ っ て 指 定 等 を 受 け て き た 資 料 等 に つ い て は , 図 書 館 へ の 所 蔵 を 基 本 と す る 」 こ と と し た 。

2 点 目 は , 「 養 賢 堂 文 庫 や 青 柳 文 庫 等 の 資 料 に つ い て は , 県 図 書 館 の 設 立 経 緯 , 江 戸 時 代 か ら 脈 々 と 続 く 歴 史 等 や 蔵 書 と し て の 特 別 な 位 置 付 け を 十 分 に 考 慮 し , 図 書 館 へ の 所 蔵 を 基 本 と す る 」 こ と と し た 。

資 料 4 9 ペ ー ジ で あ る が , 3 点 目 と し て , 「 県 図 書 館 と 東 北 歴 史 博 物 館 の 特 性 か ら 見 た 機 能 の 活 用 , 各 施 設 に 蓄 積 さ れ た 所 蔵 資 料 に 関 す る 様 々 な 情 報 等 を 踏 ま え , 利 用 者 サ ー ビ ス の 効 果 や 影 響 に つ い て 考 慮 す る 」 こ と と し た 。

4 点 目 と し て , 「 寄 贈 さ れ た 資 料 に つ い て は , 『 寄 贈 者 の 意 向 』 を 考 慮 す る 必 要 が あ る が , 寄 贈 者 の 死 亡 等 に よ り 意 向 の 確 認 が 困 難 な 資 料 に つ い て は , 資 料 の 状 態 や 保 管 環 境 等 , そ の 他 の 要 素 を 考 慮 す る 」 こ と と し た 。

5 点 目 と し て , 「 文 庫 の 成 り 立 ち や , 調 査 研 究 に よ り , 当 時 の 状 況 を さ ら に 詳 し く 理 解 す る た め に も , 関 連 諸 物 と の 一 体 的 な 保 管 に つ い て 考 慮 す る 」 こ と と し た 。

最 後 の 6 点 目 で あ る が , 「 貴 重 品 閉 架 書 庫 の 温 湿 度 管 理 等 , 現 図 書 館 の 設 備 を 有 効 に 機 能 さ せ る た め に , 専 門 家 の ア ド バ イ ス を い た だ き な が ら 対 応 し て い く 」 こ と と し た 。

次 の 5 0 ペ ー ジ 以 降 に は , た だ 今 御 説 明 申 し 上 げ た 6 項 目 の 取 扱 方 針 案 を 元 に , 具 体 の 移 管 対 象 資 料 の 保 管 先 を 一 覧 と し て 示 し て い る 。

よ ろ し く 御 審 議 の ほ ど お 願 い 申 し 上 げ る 。

( 質 疑 )	
遠 藤 委 員	4 9 ペ ー ジ の 6 番 目 の 項 目 に 「 専 門 家 の ア ド バ イ ス を 受 け な が ら 対 応 し て い く 」 と あ る が , 図 書 館 に お い て は 司 書 も 専 門 家 と な る と 思 う が , こ こ で 指 し て い る 専 門 家 は ど の よ う な 者 と な る の か 。
生 涯 学 習 課 長	こ の 専 門 家 に つ い て は , 文 化 庁 等 の 保 管 環 境 に 詳 し い 方 , 図 書 館 で の 保 管 を 前 提 と し て 適 切 な 意 見 を い た だ け る 方 を 想 定 し て い る 。
佐 竹 委 員	資 料 の 移 管 に 関 し て は , こ れ ま で に も 多 く の 御 意 見 を い た だ い て い た と 思 う が , こ の 取 扱 方 針 は 良 く ま と ま っ た 内 容 に な っ て い る と 感 じ た 。
委 員 長	( 委 員 全 員 に 諮 っ て ) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

## 1 2 課 長 報 告 等

( 1 ) 宮 城 県 教 育 振 興 基 本 計 画 第 1 期 ア ク シ ョ ン プ ラ ン ( 平 成 2 5 年 度 改 訂 版 ) ( 案 ) に つ い て

( 説 明 者 : 教 育 企 画 室 長 )

宮 城 県 教 育 振 興 基 本 計 画 第 1 期 ア ク シ ョ ン プ ラ ン ( 平 成 2 5 年 度 改 訂 版 ) ( 案 ) に つ い て , 御 報 告 申 し 上 げ る 。

資 料 は , 1 ペ ー ジ 及 び 別 冊 「 宮 城 県 教 育 振 興 基 本 計 画 第 1 期 ア ク シ ョ ン プ ラ ン ( 平 成 2 5 年 度 改 訂 版 ) ( 案 ) 」 と な る 。

本 日 は , 主 に 資 料 1 ペ ー ジ の A 3 判 の 資 料 に よ り 御 説 明 申 し 上 げ る 。

まず、この教育振興基本計画であるが、「1 主なポイント」の一つ目の“○(白丸)”に記載のとおり、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間として、平成22年3月に策定したものである。

この教育振興基本計画を着実に推進していくため、毎年度、予算編成時期に合わせて改訂し、その後、事業の進捗状況等を把握するなど、PDCAサイクルに基づき進行管理することとしている。そのため、本日お示ししているアクションプランについては、平成25年度当初予算と関連しており、現在開会中の2月議会の議決を経て確定となるため、現段階では案としている。次に、二つ目の“○(白丸)”であるが、これまで同様に、県全体の総合計画である「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との整合性を図るため、両計画の実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」との一体性に配慮して改訂を進めている。

次に、「2 主要事業概要」について、平成25年度改訂版の事業数であるが、重複して掲載しているものを除き362事業あり、うち20事業が新規事業となる。その新規事業については、各事業名の隣に「新規」と表示している。その362事業に係る当初予算額は、47,488,973千円となる。

その下の「基本方向1」から右側の「基本方向6」にかけて、教育振興基本計画の基本方向ごとに、事業数や予算額、各取組における代表的な事業を掲載している。

まず、基本方向1では、「(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」において、今年4月に新設される県総合教育センターにおいて、学力向上に関する支援機能を整備する「学力向上推進事業」を新たに実施し、児童生徒の学力の一層の向上を図ることとしている。

次の基本方向2では、今年度の教育振興基本計画の点検評価において、特に基本方向の進捗が「やや遅れている」との評価をいただいたことなどを踏まえ、「(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」において、学生指導に関するアドバイザーを学校に派遣する「生徒指導対策強化事業」を新たに実施するほか、スクールカウンセラー等の派遣を継続することなどにより、いじめなどの問題行動や児童生徒等の心のケアへの対応を強化していくこととしている。また、「(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上」において、効果的な体力づくりの実践事例の普及啓発等を図る「みやぎの子ども体力・運動能力充実プロジェクト事業」や、地域の外部指導者を活用した「運動部活動地域連携促進事業」を実施し、児童生徒の肥満防止や体力・運動能力の向上を図り、さらに、「(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」において、県立高校への防災系学科等の設置を検討する「防災専門教育推進体制整備事業」や、防災教育の副読本を作成する「防災教育推進事業」等を新たに実施し、本県の防災教育の一層の推進を図ることとしている。

次の基本方向3では、「(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」において、特別支援学校の校舎改築等の整備に引き続き取り組むほか、「(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援」において、特別支援学校の作業学習に必要な設備等を整備する「特別支援学校作業学習充実事業」を新たに実施することにより、障害のある子どもに対するきめ細かな教育の推進を図ることとしている。

次の基本方向4では、「(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進」において、県総合教育センターでの研修事業等を新たに実施し、教育等の更なる資質向上を図るほか、「(6) 学習環境の整備充実」において、県立学校施設の天井や窓等の非構造部材の安全調査等を実施し、児童生徒の安全・安心な学習環境の整備を図ることとしている。

次の基本方向5では、「(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり」において、「協働教育推進総合事業」等を実施するほか、子どもたちの豊かな心や社会性、自ら考え行動する力を育成するため、「(3) 子どもたちの体験活動の推進」において、県立自然の家における自然体験プログラム等を実施し、地域・家庭の教育力の向上、地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めていくこととしている。

最後の基本方向6では、今年度の教育振興基本計画の点検評価において、基本方向の進捗が「やや遅れている」との結果に至ったことなどを踏まえ、「(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」や「(2) 文化財の保護と活用」において、社会教育施設の復旧や被災文化財の修復事業を加速させるとともに、「(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」において、総合型地域スポーツクラブの設立・育成に向けた支援等に継続して取り組んでいくこととしている。また、新たに、県図書館の被災資料を修復する事業や志津川自然の家の洋上研修の再開に向けた事業をはじめ、被災した博物館等の資料修復等に対す

る支援を行うなど、生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の更なる充実を図ることとしている。

平成25年度は、第1期アクションプランの最終年度に当たることから、アクションプランに掲げる事業を着実に実施し、教育振興基本計画に掲げる教育施策の総合的かつ体系的な推進に取り組むとともに、東日本大震災からの本県教育の復興に向けた取組を一層推進してまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

この改訂版(案)については、新規事業等に関しても明確に表現されているため、とても分かりやすい資料となっていること、そして、第1期計画の最終年度であり、内容も見やすく整理されていることを評価したい。

その上で、一点伺いたい、「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」の「(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」の中に「生徒指導対策強化事業【新規】」とあるが、この事業の概要について御説明願いたい。

教 育 企 画 室 長

この事業は、生徒指導を支援するサポートアドバイザーを配置するとともに、関係機関や専門家等との連携及び協力のネットワークを強化し、組織的・体系的な生徒指導を進め、問題の早期発見・早期解決を図るものである。予算面では、46,538千円を要求している。

伊 藤 委 員

そのサポートアドバイザーについて、具体的にはどのような方々であるのか。

高 校 教 育 課 長

スクールサポーターとして、各種の事案を抱えた学校にアドバイザーを派遣する事業であり、現時点の想定では、2名を配置することとしている。また、今後の予算の成立状況を踏まえ、緊急的に大きな事案が発生した際には、臨床心理士や弁護士、各専門家に依頼し、どのようなサポートができるか、あるいは、緊急対応が可能であるのか、その仕組みを構築していきたいと考えている。

## (2) 平成25年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜について

(説明者：高校教育課長)

平成25年度公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから8ページとなる。

資料2ページを御覧願いたい。「1 実施高等学校数・学科(コース)数」については、資料に記載のとおりである。

次に、「2 総括」であるが、全日制では、後期選抜の募集人数11,432人に対し、13,552人が出願していたが、進路決定等の理由による当日欠席者が190人おり、当日の受験倍率は1.17倍、合格者は10,639人となっている。また、定時制については、後期選抜の募集人数938人に対し、392人が出願していたが、欠席者が15人おり、当日の受験倍率は0.40倍、合格者は316人となった。

「3 第二次募集」については、募集定員に空きのある高校において実施するが、全日制では36校、57学科・コースで806人の募集となる。また、定時制は、13校、18学科・コースで622人の募集となる。「(2) 出願期間」は、3月14日(木)から3月18日(月)午後3時まで、「(3) 検査及び発表」は、3月21日(木)から3月22日(金)となる。

なお、第2次募集を行う学校・学科名等は、7ページ及び8ページに記載のとおりである。

資料3ページを御覧願いたい。「4 各高校・学科別の合格状況(後期選抜)」であるが、このページから5ページにかけて全日制課程の状況、6ページは定時制課程の状況となる。

前期選抜、後期選抜を終え、新入試制度についての現時点での考察としては、生徒が自らの進路について真剣に考え、自分の能力・適性を照合し、自らの意志で出願する制度に変わったものであるが、前期選抜においては、定員枠が少なくなり、学力検査と学校独自検査が課されたにもかかわらず、受験生が積極的に出願したのと考えている。一方、後期選抜については、昨年度までとほぼ同様の動向で、多くの受験生は後期選抜を受験したところであるが、定員枠が増加したため、倍率は若干低下した。



今後は、前期選抜・後期選抜で行われた学力検査と、昨年までの状況との比較分析、前期選抜の出願条件や学校独自検査が出願や選抜の際に有効に機能したかなどについて、中学校及び高等学校関係者からの報告や意見も踏まえた検証を行ってまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

数年前に男女共学及び全県一区へと大きな制度改正があり、資料3ページから4ページにかけて、旧仙台一・仙台二・仙台三高校のように、それぞれ男子校または女子校であった学校の状況が記載されているが、旧男子校は、女子生徒の意欲的かつ積極的な応募がデータ上でも確認できるものの、その一方で、旧女子校では、男子生徒の志願者・受験者が伸びていないと思われる。知人から聞いた話であるが、その子どもである男子生徒が高校を志願する際、旧女子校のイメージの強い学校には、なかなか受験する気持ちが高まらず、どうしても旧男子校を選択しているとのことであった。やはり、共学化前の学校に対する心理的な部分も影響しているのではないかとと思われる。また、そのような問題については、県立高校将来構想審議会の検証チームでも議論していると思うが、その解決に当たっては、単独校の努力だけで道筋を立てることは困難ではないかと思う。これまでに決めた制度が理解され、有効に機能するためにも、その検証に当たっては、受験した生徒の生の声も反映させるなど、その手法も含めて検討していく必要があると感じている。共学化等の制度を整備した意味がなくなってしまうとの懸念もあるため、制度の趣旨が理解されるよう努めてほしい。

もう一つは、資料2ページの「3 第二次募集について」の全日制の定員806人について、これは例年そのような人数で推移しているのか。

高 校 教 育 課 長

昨年度の全日制課程の定員は659名であった。これは学級数の設定に関し、例えば、本年度は学級数を減少させていないことが影響しているものと思われる。これまでは、学級数を減少させることにより、定員の充足に対応してきたため、その増減数の傾向が顕著に表れていたものと考えている。

教 育 長

1点目の共学化に関する検証については、現在、将来構想審議会の検証部会で作業を進めている。委員御指摘のとおり、旧女子校から共学化となった学校においては、男子の志願者数が少ない状況が事実として続いている状況であるため、その部分についても検証部会にデータを示し、現状に関する十分な議論を重ねた上で検証を進めていただけるよう努めていきたい。

### (3) (仮称) 登米総合産業高等学校の開校準備の状況について

(説明者：高校教育課長)

(仮称) 登米総合産業高等学校の開校準備状況について、御報告申し上げます。

資料は、9ページから11ページとなる。

資料9ページを御覧願いたい。現在、平成27年4月の開校を目指し、「1 開校に向けた準備組織の設置状況等」に記載している各組織において、各校の規程の摺り合わせや、統合校の具体的な教育内容の検討等、実務的な調整を進めている。周辺の4校が関係する再編であり、これまでの統合校以上に調整、検討作業が予想されることから、新年度以降は開設準備担当を専任で配置し、上沼高校に準備のための執務室を用意し、念入りに準備業務を進めることとしている。

「2 前年度までに検討した事項」については、記載のとおりである。

資料10ページを御覧願いたい。「3 今年度の検討事項及び決定状況」については、「統合関係校連絡調整会議」を最終検討・調整機関として位置付け、「学校長連絡会議」や「教育内容検討会議」も含めて検討している。「(1) 制服」、「(2) 運動着、上靴・体育館シューズ、卒業アルバム」については、平成25年度に統合関係校3校に入学する生徒から統一することとしている。「(3) 部活動」については、統合関係校や登米市内中学校の部活動の状況を把握し、検討した結果、現在統合関係校に設置されている部

活動を中心に、資料に記載の運動部14部、文化部8部を設置することとしている。「(4) 学校行事」についても、平成25年度入学生から可能な限り統一することとしている。次に、「(5) 学科名案」については、教育内容検討会議で検討し、教育内容を分かりやすく表す学科名が良いと判断したことから、記載のとおり6学科を案として取りまとめている。また、「(6) (仮称) 登米総合産業高等学校 登米地域パートナーシップ会議準備会」について、(仮称) 登米総合産業高校では地域との強いパートナーシップを構築し、地域に根ざした実践的な教育活動を行うことを特色としている。この特色を具現化するため、平成25年度から「(仮称) 登米総合産業高等学校 登米地域パートナーシップ会議」を設置し、地域の皆さまからの意見も伺いながら学校づくりを進めていきたいと考えている。今年度については、パートナーシップ会議立ち上げのため、準備会を3回開催して御意見をいただいたところである。

次に、「4 現在継続検討中の事項」については、記載の項目について現在検討を進めており、「5 平成25年度の主な予定」に記載のとおり、今後、開設準備担当が中心となり、継続して検討を進めることとしている。また、校舎建築については、本年5月までに実施設計を完了させ、その後の平成25年度及び平成26年度に建築工事を行う予定としている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

10ページの「(6) 登米地域パートナーシップ会議準備会」であるが、とても素晴らしい試みであると思う。その構成員についても、地域の企業人を含め、学識者、行政関係者で構成されており、バランス的にも非常に良いと思う。その会議は、既に3回開催されているが、注目すべき意見や特色ある意見等があれば説明願いたい。

高 校 教 育 課 長

各業界の方々、市当局の方、大学関係者、学校長、同窓会長、PTA関係者等に参集いただいており、様々な分野から多岐に渡る御意見をいただいている。例えば、今後の各産業分野の発展、若い人材の育成、地元での雇用先の確保、環境問題のクローズアップや介護福祉関係のニーズ等、多くの期待や御意見を寄せていただいている。また、統合校では、地域に根ざした科目等も想定しており、実習・インターンシップ等を含め、地域の課題について、地域と連携・協力しつつ、新しい発想の創出、強い志を持ち課題に取り組んでいく人材を育成することを目指している。現在、その準備等の作業を進めているが、今後は、大学との連携等も視野に入れ、その教育資産も十分に活用しながら、子どもたちの教育環境の整備を着実に推進しているところである。

伊 藤 委 員

準備会では、様々な意見が出され、活発な議論となっていると認識した。その準備会で構築されたパートナーシップについては、準備段階だけに留まることなく、新設校の開校後も継続した関係性を築いていただきたい。それは、子どもたちにとっても、地域にとっても、有意義かつ貴重な財産となり得るため、是非前向きに検討いただきたい。

高 校 教 育 課 長

準備会発足当初から本格的なパートナーシップの動きがあり、開校後も絶えず協力していただくこととしている。今後も継続的な取組を視野におき、良好な関係を構築していけるものと認識している。

#### (4) 農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の事業説明会等について

(説明者：施設整備課長)

農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校の事業説明会等について、御報告申し上げます。

資料12ページを御覧願いたい。

「1 目的」であるが、津波被災により移転を余儀なくされた農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校については、昨年7月、移転候補地の地権者及び隣接地権者を対象に事業計画の説明会を開催した。その後、詳細な検討を行うため、移転候補地において、関係者の承諾を得た上で測量や地質調査を行い、造成基本設計を進めてきた。今回、その基本計画の内容が具体化してきたことから、地域住民や地権者を対象に事業概要等の説明を行うこととしたものである。

事業計画の概要としては、移転候補地とした農業高校の名取市高館吉田字吉合地区周辺、気仙沼向洋高

校の気仙沼市長磯牧通地区周辺において、いずれも被災前の校地と同程度の広さの土地を確保することとしている。

次に、「2 日程等」であるが、気仙沼向洋高校は3月25日、農業高校は3月28日、それぞれ午後6時30分から地元の公民館で開催することとしている。第1部の事業説明会では、地権者及び地域住民に再建計画の概要を、第2部の用地説明会では、地権者へ用地買収に係るスケジュール等を説明することとしている。また、欠席した地権者については、別途連絡を行うことで了解を得たいと考えている。

次に、「3 今後のスケジュール」については、平成30年4月の開校を目標としていることから、今回の説明会で地域住民や地権者の了解が得られれば、平成25年度中に用地取得、造成設計、建築基本設計を進め、平成26年度には造成工事に着手することとしている。

県教委としては、両校の教育環境確保のため、一日も早い再建に向けて取り組んでまいりたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員	地質調査は終わっているのか、それとも地権者の方々の了解を得てから地質調査をするのか。また、埋蔵文化財はあるのか。
施 設 整 備 課 長	了解を得た上で、地質調査を完了している。また、埋蔵文化財について、事前に文化財の位置を確認しており、今回の造成予定地は該当しない地域となる。

### 1 3 資 料 (配付のみ)

- (1) 学ぶ土台づくり「親になるための教育ビデオ」について
- (2) 平成25年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (3) 第68回国民体育大会冬季大会の結果について
- (4) 宮城県美術館特別展「はじめての美術 絵本原画の世界 2013」の開催について

### 1 4 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 | 次回の定例会は、平成25年4月17日(水)午後1時30分から開会する。

1 5 閉 会 午後6時04分

平成25年4月17日

署名委員

署名委員